

山田区規約

第1章 総則

- 第1条 本区は、山田区と称し、事務所を山田公民館に置く。
- 第2条 本区は、山田区内に在住する住民、事業所で構成し、世帯で組制を設ける。
- 第3条 本区は、区民相互の親和と生活向上、福祉の増進を図り、住みよい環境を作り、区の発展に寄与することを目的とする。

第2章 事業

- 第4条 本区は目的達成のため下記の事業を行う。
- (1) 土木及び災害防止に関する事項
 - (2) 環境衛生の改善に関する事項
 - (3) 公民館活動の目的達成に必要な事項
 - (4) 防犯、青少年育成、交通安全に関する事項
 - (5) 福祉活動に関する事項
 - (6) 市政や地域活動に関する情報の連絡等目的達成するために必要な事項
- 第5条 本区の公告は、回覧又は区の掲示板にて公示する。

第3章 運営

- 第6条 本区の目的達成のため必要な経費は、一般区費及び特別区費並びに使用料、市助成金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第7条 本区の予算は、総会で定める。ただし、使用料は公民館使用規定による。

第4章 役員及び事務員等

- 第8条 本区は、下記の役員及び事務員並びに管理人を置く。
- (1) 区長、副区長、会計各1名、幹事3名を執行部という。
 - (2) 組長は、代議員をも兼任する。
 - (3) 監査2名。
 - (4) 事務員1名、管理人1名。
 - (5) 役員会は、区長、副区長、会計、幹事で構成する。
- 第9条 役員の任期は次の通りとする。
- (1) 区長の任期は2年、副区長、会計、幹事の任期は1年とし、再任は妨げない。
 - (2) 監査の任期は2年交互交代とし、再任は妨げない。
 - (3) 組長（代議員）の任期は1年以内とし、再任は妨げない。
- 第10条 役員並びに選考委員の選出及び事務員等の採用
- (1) 区長、副区長、会計、幹事、監査の選出は選考委員会で選考し、総会で承認する。

- (2) 選考委員は、各組選出の選考委員及び運営委員会選出の委員と学識経験者及び歴代区長で構成する。
 - (3) 組長は各組で選出する。
 - (4) 事務員、管理人採用は、区長が選び役員会の同意を得る。
- 第11条 役員及び事務員、管理人等の報酬及び給料は、総会で定める。

第5章 任 務

- 第12条 役員等の任務は次の通りとする。
- (1) 区長は、公民館長を兼任し、区を代表して、業務を行う。
 - (2) 副区長は、副公民館長を兼任し、区長を補佐し、区長事故の場合は業務を代行する。
また、副公民館長として、区の各種団体の発展向上を図ると共に公民館長を補佐し、公民館長不在のときはその代行をなす。
 - (3) 会計は、区及び公民館等一切の会計業務を司る。
 - (4) 幹事は区長並びに公民館長を補佐し業務を行う。
 - (5) 監査は会計監査を行う。
 - (6) 組長は、区長の指示により、その組の連絡及び組の世話を当たる。
 - (7) 事務員は、区長の指示により区の事務を行い、区長の便宜をはかる。

第5章 区民の権利と義務

- 第13条 区民は、本区の事業運営によって生ずる利益を平等に受けることができる。
- 第14条 区民は総会により決定したる区費を毎月納入しなければならない。

第7章 個人情報保護

- 第15条 個人情報保護の取り扱い
本区が区活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用提供および管理については、「個人情報取扱要領」に定め、適正に運用するものとする。

第8章 会 議

- 第16条 会議種別
- (1) 総 会 (2) 代議員会 (3) 役員会 (4) 組長会
 - (5) 運営委員会 (6) 福祉推進委員会
- 第17条 総会は通常総会、臨時総会とする。
- (1) 通常総会は、毎年年度末1回、4月に開催する。
ただし、必要ある時は、役員の承認及び要求により、臨時総会を開くことができる。
 - (2) 総会の成立は区費納入世帯数の1/3以上の出席（委任状含む）がなければならない。
ただし、1/3未満であっても、新旧組長の過半数の出席（委任状含む）があれば、総会を開催することが出来る。

- 第18条 総会は、次の事項を議決する。
(1) 議案審議 (2) 予算決算 (3) 役員選出 (4) その他の事項
- 第19条 総会は、出席者の過半数（委任状を含む）にて各議事を決める。
ただし、賛否同数の時は、議長がこれを決める。
- (2) 議長は、総会出席者の中から選出する。
- 第20条 総会であらかじめ通知した議案審議を行う。
ただし、通知後緊急事項は、総会に提案して議案を審議することができる。
- 第21条 会議は、必要に応じて区長が召集する。

付 則 この規約は、平成 12 年 4 月 9 日から施行する。
平成 21 年 4 月 12 日 規約一部改正施行する。
平成 24 年 4 月 22 日 規約一部改正施行する。